

令和8年3月27日開会

令和8年3月27日閉会

令和8年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

(協議事項)

- 議案第 4 号 令和 7 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 5 号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 甲府地区広域行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 号 令和 8 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 8 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 8 年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計予算

(出席議員)

金丸 三郎	輿石 修	坂本 信康	長沼 達彦	清水 英知
小澤 浩	小沢 宏至	藤原伸一郎	鮫田 光一	依田 勝見
岡田 真姫	清水 一成	若尾 彰子	加藤 敬徳	清水 和弘
小澤 重則	松井 豊	内藤 久歳	新海 一芳	有泉 誠
笹本 昇	田中 一臣	長田 信夫	海野 豊	

24名

(欠席議員)

なし

(説明のために議場に参加した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	伊藤 昌弘	事務局長	宮川 正孝
消防長	長谷川達郎	会計管理者	渡邊 直樹
事務局次長	萩原 正夫	副消防長	芦沢 岳
次長兼人事課長	林 勝	次長兼企画財政課長	今村 公二
次長兼南消防署長	窪田 学	総務課長	水上 岳司
警防課長	落合 康貴	救急救助課長	功刀 浩文
予防課長	米山 和彦	査察課長	遠藤順一郎
指令課長	佐藤 秋二	中央消防署長	早川 俊彦
西消防署長	小幡 浩一	企画財政課主幹	深沢 拓
代表監査委員	佐藤 暁	公平委員	花形 敏男
公平委員	坂本太久己		

(職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名)

事務局長	宮川 正孝	事務局次長	萩原 正夫
------	-------	-------	-------

午後 1時49分 開 会

**○長沼達彦議長** ただいまから、全員協議会を開会いたします。議案審査の前に消防本部から山梨国中地域消防指令センター運用開始について、南消防署に配置する日勤救急隊の運用開始について、甲府地区広域行政事務組合仕事・子育て両立支援プランの改訂及び情報セキュリティ基本方針の策定について、救助先行車について及び特別委員会に関する調査について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

はじめに、山梨国中地域消防指令センター運用開始について報告を受けます。

深沢企画財政主幹。

**○深沢企画財政主幹** それでは、山梨国中地域消防指令センター運用開始について御説明申し上げます。資料No.1を御覧ください。既に御承知の内容とは思いますが、当消防本部を含む国中地域の6消防本部では、複雑多様化する消防需要に対応し消防力の強化を図るため指令業務の共同運用について令和4年5月から本格的に検討を行ってまいりました。そして、令和6年度にはシステムの詳細を固める実施設計を行い、今年度は消防共同指令センターの整備工事に着手するとともに、共同運用の開始に向けた準備を進め令和8年4月1日から山梨国中地域消防指令センターの運用を開始いたします。共同運用後は、6つの消防本部から派遣された消防職員が、119番通報の受付や消防車や救急車への出動指令を行うなど、消防指令業務を一元的に管理・運用をしてまいります。

続きまして、指令センターの概要でございますが、名称が山梨国中地域消防指令センターに決定されまして、構成本部数は国中地域の6消防本部、管轄人口は約63万人と県の人口の約8割をカバーすることになります。勤務人員につきましては、3交代の隔日勤務者の通信員30名と日勤者3名の合計33名となっており、甲府地区からは下表のとおり11名が派遣されております。整備費用につきましては、25億3千万円で、うち、甲府地区の負担分が約5億700万円弱となっております。また、運用開始日の4月1日に向け、1月21日の甲府地区の119番回線の切り替えを皮切りに、順次、各消防本部の回線を切り替え、1月27日から6消防本部での仮運用が開始され本運用に向け順調に準備を進めており、先日の3月15日日曜日に開所式を執り行ったところでございます。

続きまして、下段の共同運用の効果について御説明させていただきます。運用効果としては主に3点ございます。こちらも既に御承知の内容とは思いますが、1点目の圏域

住民に対するサービスの向上につきましては、国中6消防本部管内の119番通報を消防共同指令センター1箇所を受信することで国中地域で発生している災害状況を一元的に管理できることから、直近指令・ゼロ隊運用といわれる高度な運用が可能となります。

続きまして、2点目の人員の効率的な配置につきましては、指令業務を集約することにより現場要員の増強など、現場対応力の向上と組織全体の強化が図れます。

そして、3点目として、財政面における効果でございますが、消防指令センターを1箇所に集約することに加え、既存の施設や設備を使用することで、指令センターの整備や運用コストの合理化が見込まれるとともに、共同運用の初期整備に係る費用は、緊急防災減災事業債が充当できるため、財政的な効果は非常に大きいものと捉えております。裏面を御覧ください。指令センターの設備等の概要でございます。119番回線数は、14回線で、平常時は7台の指令台で運用し、大規模災害時等には最大14台で119番通報の受付対応が可能となっております。その他の主な設備といたしまして、記載にもございますが、通報内容をメモした内容をそのまま出場隊へ送れる手書き入力機能や通報者と視覚的にも場所の確認ができる、グーグルマップのストリートビューと連携したシステムを新たに導入いたしました。また、署所監視カメラや75インチの大型表示盤をマルチスクリーン化し様々な情報を表示できる他、緊急の用件で消防署所へ駆け込んだ際に、職員が不在でも指令センターへ通報できるよう駆け込み通報装置を新たに導入するなど、119番通報の受付や出動指令などを迅速、確実に処理するために最新の指令設備を導入いたしました。

最後に、参考として、甲府地区の緊急回線を切り替えた令和8年1月21日から2月末日までの運用実績となります。119番通報の総受信件数は6消防本部合計で4,733件、1日平均約122件の緊急通報を受信しており、これまで甲府地区が単独で行っていた同時期の2,782件と比較しましても、約1.7倍という件数に対応しているといった状況でございます。なお、お手元にはパンフレットを御用意させていただきましたが、本日、組合議会終了後に指令センターを御視察いただく時間を設けております。公務御多忙の折とは存じますが、指令センターを直接御覧いただける機会ですので、お時間に余裕がございましたら、是非、御視察いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

**○長沼達彦議長** 以上で報告が終わりました。この件について質問がありますか。なけ

れば、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、南消防署に配置する日勤救急隊の運用開始について報告を受けます。

功刀救急救助課長。

**○功刀救急救助課長** それでは、南消防署に配置する日勤救急隊の運用開始について御説明申し上げます。資料No.2を御覧ください。昨年12月議会定例会において、南消防署へ日勤救急隊を1隊増隊する旨の報告をさせていただいたところでございます。概要につきましては、全国的に救急需要が増大している中、当本部におきましても令和6年度には過去最高の救急出動件数を記録していることから、救急サービスの質を維持するとともに、迅速かつ適切な救急体制を確保していかなければならないところでございます。このような中、令和6年度には、救急需要の高い日中に活動する日勤救急隊を貢川出張所に配置したところでございますが、令和8年4月1日から南消防署へも日勤救急隊の運用を開始させていただきたいと考えております。

2の南消防署へ配置する理由でございますが、南消防署管内には国道20号線や平和通りなど、主要幹線道路が多くあり各方面へアクセスしやすい位置にあることから、南消防署に増隊することで高い運用効果が見込まれます。

3の運用効果についてですが、現場到着時間の短縮、救急出場件数の分散化、他のエリアへのスムーズな応援出場が見込まれ圏域住民へのサービス向上を図られると考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

**○長沼達彦議長** 以上で報告が終わりました。この件について質問がありますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、甲府地区広域行政事務組合仕事子育て両立支援プランの改訂及び情報セキュリティ基本方針の策定について報告を受けます。

萩原事務局次長。

**○萩原事務局次長** まず、資料No.3の甲府地区広域行政事務組合仕事・子育て両立支援プランにつきましては、現行のものが今年度末に計画が終わりますことから、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とした同プランを改訂したものであります。現行同様に、働き方改革、仕事と家庭の両立支援、女性活躍の推進などの視点から作られております。

次に、資料No.4の甲府地区広域行政事務組合情報セキュリティ基本方針につきまして

は、令和8年4月1日までに情報セキュリティポリシーを策定し、基本方針をもってサイバーセキュリティを確保する必要がありますことから、甲府市の基本方針を参考に当組合のものを策定いたしました。対策基準及び実施手順につきましては、今後の状況に応じ策定する予定になっております。今回の仕事・子育て両立支援プランと情報セキュリティ基本方針につきましては、職員をはじめ、圏域住民等に周知するために、甲府地区広域行政事務組合ホームページ等で公表する予定です。以上で報告を終わらせていただきます。

**○長沼達彦議長** 以上で報告が終わりました。この件について質問がありますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、救助先行車について報告を受けます。

水上総務課長。

**○水上総務課長** それでは、総務省消防庁から無償貸与されました救助先行車2台及び資機材等について御説明いたします。おそれ入ります、お手元にございます資料を御覧ください。本車両は、能登半島地震の教訓を踏まえ、総務省消防庁から無償貸与された車両で、緊急消防援助隊の活動車両として活用を想定しておりますが、それだけでなく当本部管内での災害発生時においても機動性・走破性に優れている点から、山間部等での救助事案や林野火災への対応力向上が期待できるため要望し、配備が決定されたものであります。資機材については、画像探索機、電動チェーンソーなどが積載されております。なお、この救助先行車は、本日、庁舎の前に準備しておりますので、組合議会定例会終了後、お時間がございましたら、組合議員の皆様にも御覧いただきたいと存じます。以上で説明を終わらせていただきます。

**○長沼達彦議長** 以上で報告が終わりました。この件について質問がありますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、特別委員会に関する調査について報告を受けます。

萩原事務局次長。

**○萩原事務局次長** それでは、特別委員会の設置について調査しましたので御報告いたします。調査対象は、甲府地区広域事務組合と同規模で職員数は300名～400名、かつ広域事務組合としたところ、全国で17組合が該当いたしました。調査項目につきましては、委員会の設置状況として、委員会条例の有無、特別委員会の設置状況、議会

のスケジュール、会期期間と議会運営委員会、本会議、全員協議会の日程について調査をいたしました。

まず、委員会条例につきましては、17組合中当組合を含めた6組合に特別委員会を設置できる条例がございました。このことから、同規模組合の中では当組合は比較的先進的な取り組みをしていると考えます。

次に、特別委員会の設置状況につきましては、17組合中3組合が今までに設置した経過がございました。

まず、埼玉県草加八潮消防組合では、一般会計予算特別委員会を設置しておりまして、毎年11月定例会で特別委員会を設置、付託し、閉会中に特別委員会を開いて、次の3月定例会で委員長が報告することとしております。鳥取県の鳥取東部広域行政管理組合では、消防と環境衛生の業務を行っておりますが環境衛生の分野で過去に廃棄物処理施設建設特別委員会を設置しておりました。現在、この特別委員会は解散し常任委員会にて対応しているとのことでした。栃木県那須地区消防組合は、特別委員会を設置する条例はありませんが、平成27年に2つの消防本部が合併した際に救急隊の運用方法についての勉強会のような形で、一時的に救急医療対策委員会を設置したのですが、すでに解散しております。以上が特別委員会の設置状況でございます。

次に、議会のスケジュールについて調査した内容を報告いたします。

まず、議会の会期期間ですが、17組合のうち当組合を含めた15組合が1日間でした。電話対応していただいた担当者の大多数が、「広域で行っていることから、組織市町の議会月に重なると、正副管理者、監査委員、公平委員、各議員の方々の日程調整は、非常に難しい」とのことでした。このことにつきましては当組合も同様です。議会の日程を確認しましたが、組合によっては、議会運営委員会や全員協議会を開かず本会議のみで終わるところがありました。17組合中5つの組合は、本会議1時間前に全員協議会、組合によっては、これを勉強会、議案調査、議員協議会といった名称として、議案を審査した後、本会議に入り開会、採決、閉会の流れでした。当組合では議会約1週間前に議会運営委員会を開きまして、当日は本会議を開会し暫時休憩中に全員協議会で議案説明、質疑、本会議を再開してから採決、閉会と本会議中に全員協議会を開催しておりますがこの方式は17組合中2組合のみの少数派でした。以上が議会のスケジュールについての調査報告になります。

今回は調査結果をお伝えしました。これからは、検討の段階に入ります。例えば、今後の議会方式を1日で行うのか2日間で行うのか、7月臨時会では行わずに12月と3月の定例会のみ行うのか、また、4月には甲斐市議会議員選挙がございますので組合議員の構成も変わることが予想されます。その中で関係市町の議員の意向も重視しながら、慎重に検討してまいります。以上で報告を終わります。

**○長沼達彦議長** 以上で報告が終わりました。この件について質問がありますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。この全員協議会におきましては、日程第3 議案第4号から日程第9 議案第3号までの審査を行います。

はじめに、議案第4号令和7年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算第3号について当局の説明を求めます。

今村次長兼企画財政課長。

**○今村次長兼企画財政課長** それでは、日程第3 議案第4号令和7年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算第3号につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元にごございます議案目録の1ページをお開きください。

はじめに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入、歳出ともに、6億1,134万1千円を減額し、補正後の、歳入、歳出予算の総額は、それぞれ、6億3,559万5千円とするものでございます。

次に、下段にありますこの補正の提案理由でございますが、歳出 第1款消防費は、常備消防費の職員手当、消防施設費の工事請負費・備品購入費及び消防指令事務協議会運営費の委託料・工事請負費を更正するものでございます。

歳入につきましては、第1款分担金及び負担金、第6款繰入金及び第9款組合債を更正するための補正でありまして、地方債の補正は、起債充当事業費の確定に伴い、借入限度額を変更するものでございます。4ページ、5ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目消防費負担金につきましては、共同指令センターの改修工事費等の事業費確定に伴いまして5消防本部からの負担金を4億3,132万1千円 減額するものでございます。

次に、6款1項2目職員退職手当金支払準備基金繰入金につきましては、退職予定者が確定したことに伴いまして、4,46万8千円を減額するものでございます。

次に、6款1項3目消防施設整備事業等基金繰入金につきましては、LED照明導入工事等の事業費確定に伴いまして、235万2千円を減額するものであります。以上、6款1項基金繰入金につきましては、合計で682万円の減額であります。

次に、9款1項1目消防債につきましては、消防指令センター改修整備工事及び高規格救急自動車3台の更新整備等に係る事業費確定により1億7,320万円を減額するものであります。6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございますが、1款1項1日常備消防費につきましては、退職予定者の確定に伴い、職員手当等を446万8千円減額するものでございます。

次に、1款1項2目消防施設費につきましては、LED照明導入工事並びに東部、田富、敷島出張所の高規格救急自動車計3台の更新整備等の事業費確定に伴いまして、3,685万2千円を減額するものでございます。

次に、1款1項3目消防指令事務協議会運営費につきましては、共同指令センター改修整備工事等に係る事業費確定に伴いまして、5億7,002万1千円を減額するものでございます。以上で日程第3 議案第4号令和7年度消防事業特別会計補正予算第3号について御説明を終わらせていただきます。

**○長沼達彦議長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

次に、議案第5号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

**○萩原事務局次長** それでは、議案第5号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明させていただきます。議案目録の13ページとあわせまして、議案第5号資料1 議案概要を御覧ください。

まず、議案提出の目的につきましては、人事院は、令和7年8月、国家公務員の給与改定を勧告し、これを受け山梨県人事委員会は、令和7年10月、山梨県職員の給与改定について人事院と同様の勧告を行いました。本組合におきましても、今般の人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に準じて一般職の給与改定等を行うものとし、条例の一部

を改正するものでございます。

次に、議案の内容につきまして御説明いたします。甲府地区広域行政事務組合職員給与条例につきましては、通勤手当で3点の改定がございます。一つ目は、国家公務員の通勤手当の改定に準じて、駐車場等を利用する職員に対し駐車場等に係る通勤手当を新設し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を規則で定めます。二つ目は、国家公務員の通勤手当の改定を参考に、自動車等の交通用具を使用する職員の使用距離に応じた通勤手当の額を改定いたします。三つ目は、4輪自動車の距離区分の支給額に対する経過措置として、4輪自動車の距離区分に応じた通勤手当の月額が、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、改正後の規定による使用距離に応じた月額が、改正前の支給額に達しない場合は、改正前と改正後との支給額の差額の2分の1に相当する額を改正後の月額に加算して支給いたします。

次に、甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、会計年度任用職員も常勤職員の通勤手当と同様な取り扱いといたします。改正内容は以上となります。施行期日につきましては、令和8年4月1日からでございます。以上で議案第5号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○長沼達彦議長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

次に、議案第6号甲府地区広域行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

**○萩原事務局次長** それでは、議案第6号甲府地区広域行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について御説明させていただきます。議案目録17ページとあわせまして、議案第6号資料1議案概要を御覧ください。

まず、議案提出の目的につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の制定により、行政手

続法の一部が改正され聴聞の通知に係る公示送達をデジタル化することとされました。この改正に伴い、行政手続法の趣旨に準拠している甲府地区広域行政事務組合行政手続条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案の内容につきまして御説明いたします。1 甲府地区広域行政事務組合行政手続条例第15条第1項及び第3項並びに第22条第3項中の「名あて人」を漢字表記に改めます。2 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における通知の方法を「公示の方法」として定めます。公示の方法として（1）規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとります。（2）当該行政庁の事務所の掲示場に掲示又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとります。3 当該措置を開始した日から2週間を経過したときに当該通知がその者に到達したものとみなします。4 聴聞に関する手続の規定所在が判明しない場合の取扱い及び代理人の規定は、弁明の機会の付与の手続きについて準用いたします。施行期日につきましては、令和8年5月21日でございます。以上で議案第6号甲府地区広域行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○長沼達彦議長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

次に、議案第7号甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

米山予防課長。

**○米山予防課長** それでは、議案第7号甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。議案目録の19ページと併せまして、議案第7号資料1の議案概要を御覧ください。

はじめに、議案提出の目的であります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件が令和7年11月12日に公布され、施行期日を令和8年3月31日とされたことに伴い、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例に簡易サウナ設備を追加するととも

に、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記するなど、所要の整備等を行う必要が生じたことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の概要でございますが、(1) 簡易サウナ設備の追加につきましては、テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義するものでございます。(2) 一般サウナ設備につきましては、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義するものでございます。(3) 火を使用する設備等の設置の届出につきましては、個人が設けるものを除き一般サウナ設備と同様に届出を要することとするものでございます。(4) 住宅における火災の予防の推進につきましては、感震ブレーカーの普及促進を明記するものでございます。その他、所要の整備を行うものでございます。施行日につきましては、令和8年3月31日でございます。以上で御説明を終わらせていただきます。

**○長沼達彦議長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

次に、議案第1号令和8年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算から議案第3号令和8年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計予算までの3案を一括して、当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

**○萩原事務局次長** それでは、議案第1号から議案第3号のうち、事務局所管の提出案件につきまして御説明いたします。なお、金額につきましては、説明書に記載されておりますので、一部を除き、省略をさせていただきますので御理解をいただきたいと存じます。恐れ入りますが、お手元の冊子、A4横版になります令和8年度予算に関する説明書の1ページをお開きください。令和8年度甲府地区広域行政事務組合予算一覧表でございます。一般会計及び特別会計の合計は、表の総計欄に記載のとおり39億4,992万6千円でございます。対前年度比30億7,859万6千円の減額でございます。

それでは、議案第1号令和8年度一般会計予算について御説明いたします。7ページをお開きください。1の総括にあります歳入また8ページの歳出でございますが、予算総額はともに5,722万4千円で、対前年度比260万1千円の増額でございます。

次に、歳入の主な項目につきまして御説明いたします。8ページの2歳入の欄を御覧ください。1款1項1目組合運営費負担金は、組織市町から、均等割り10%、人口割り90%の割合で納入していただきます負担金でございます。

次に、9ページを御覧ください。2款1項1目利子及び配当金につきましては、説明欄に記載のとおり3つの基金の運用利子収入でございます。なお、この利子収入につきましては、歳出でそれぞれの基金費に同額を計上しまして各基金に積み立てをするものでございます。

次に、11ページをお開きください。3の歳出でございますが、1款1項1目議会費は、組合議会の運営経費でございます。主なものにつきまして御説明いたします。1節報酬は、組合議会議員24名分の報酬でございます。8節旅費は、議員行政視察研修に要します経費でございます。10節需用費は、主に地方議会事務提要等の追録に要します費用でございます。13節使用料及び賃借料は、議員行政視察研修に伴いますバス借り上げ料及び議員懇話会会場借り上げ料でございます。

次に、12ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、事務局の運営経費等でございます。主なものにつきまして御説明いたします。1節報酬は、管理者等の特別職の報酬等でございます。2節給料から4節共済費につきましては、事務局職員4名分の人件費でございます。10節需用費は、消耗品費、予算書・決算書等の印刷製本費が主なものでございます。12節委託料は、組合ネットワークシステム運用保守業務、組合例規集更新データ作成業務等でございます。13節使用料及び賃借料は、複写機、事務連絡用自動車のリース料及び組合例規集データベースシステムの使用料等でございます。

次に、13ページを御覧ください。24節積立金は、事務局職員1名分の職員退職手当金支払準備基金への積立金でございます。

次に、2目の公平委員会費は、公平委員3名分の報酬でございます。次の3目財政調整基金費から5目消防施設整備事業等基金費は、歳入の財産収入に計上してあります基金の運用利子を、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。

次に、2項1目監査委員費でございますが、1節報酬は、監査委員2名分の報酬でございます。10節需用費は、決算審査意見書、定期監査報告書に係る印刷製本費でございます。

次に、14ページをお開きください。3款予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。以上で議案第1号令和8年度一般会計予算について説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第3号令和8年度国母公園管理事業特別会計予算について御説明いたします。恐れ入りますが、50ページをお開きください。1の総括にあります歳入、歳出予算の総額につきましては、ともに2,739万4千円で、対前年度比121万5千円の減額でございます。

次に、51ページを御覧ください。2の歳入でございますが、1款1項1目国母公園管理負担金は、甲府市、中央市、昭和町から均等割り30%人口割り、70%の割合で納入していただきます負担金でございます。

次に、2款1項1目公園使用料は、有料運動施設の使用料と公園の占用料でございます。

次に、53ページを御覧ください。6款2項1目雑入は、国母公園管理事務所の一部を使用する国母工業団地工業会事務局からの光熱水費等相当額分の納入金が主なものでございます。

次に、54ページをお開きください。3の歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、公園管理に要します経費でございます。主なものにつきまして御説明いたします。1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員3名分の人件費でございます。10節需用費は、消耗品費、光熱水費、事業用及び建物修繕費等でございます。12節委託料は、公園内の清掃作業、樹木の整枝剪定業務等の委託料でございます。14節工事請負費は、水飲み場1基分の国母公園内施設の改修工事の経費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーベルト管理に係る補助金でございます。以上、議案第1号から議案第3号までのうち、事務局が所管する2つの会計の入・歳出予算について説明を終わらせていただきます。なお、消防事業特別会計につきましては、今村次長から御説明いたします。

**○長沼達彦議長** 今村次長兼企画財政課長。

**○今村次長兼企画財政課長** 引き続きまして、議案第2号令和8年度消防事業特別会計予算につきまして御説明いたします。お手元の令和8年度予算に関する説明書の27ページをお開きください。なお、金額につきましては、予算書に記載されておりますの

で、一部を除き、省略させていただきます。令和8年度消防事業特別会計予算案であります。27ページ歳入、28ページ歳出ともに同額の38億6,530万8千円で、前年度と比較いたしまして、30億7,998万2千円の減であります。この減額の主な要因につきましては、令和7年度に消防共同指令センターの改修整備工事を実施したことによるものであります。27ページ歳入の減額の主な要因につきましては、1款負担金のうち、消防指令事務協議会負担金及び9款組合債のうち、消防施設整備事業に係ります消防債の減額が主な要因となっております。28ページ歳出の減額の主な要因につきましては、1款消防費のうち、令和7年度に消防共同指令センター改修整備を実施したことに伴う工事請負費及び委託料の減額が主な要因であります。

次に、29ページを御覧ください。歳入につきまして、主なものについて御説明いたします。

はじめに、1款1項1目消防費負担金は、35億8,198万2千円で、組織市町からの常備消防費負担金のほか、4件の負担金を受け入れるものであります。説明欄にあります消防指令事務協議会負担金は、消防共同指令センターの事務費などについて甲府広域を除く5消防本部分の負担金を受け入れるものでございます。

次に、2款1項1目消防手数料は、危険物施設許認可等の手数料であります。

次に、30ページをお開きください。3款1項1目消防費国庫補助金は、令和8年度に更新を予定しております、中央消防署高規格救急自動車の車両整備に伴う国庫補助金で、予算額1,481万9千円であります。5款1項1目財産貸付収入は、各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次に、31ページを御覧ください。6款1項2目職員退職手当金支払準備基金繰入金は、退職手当等に充当するもので予算額1億7,600万円であります。

次に、6款1項3目消防施設整備事業等基金繰入金は、車両更新計画に基づく救急自動車2台の更新や、田富出張所空調設備改修工事などの施設整備に充当するもので予算額1,000万円であります。

次に、32ページをお開きください。8款2項1目雑入は、高速自動車国道における救急業務支弁金などであります。

次に、9款1項1目消防債は、救急自動車2台の車両更新に係るもので予算額7,10万円あります。以上が歳入に係る主な内容であります。

次に、33ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものについて御説明いたします。1款1項1目常備消防費であります。2節給料から4節共済費までは、消防職員343名と短時間再任用職員11名の計354名分に係る人件費となっております。10節需用費は、消防庁舎の光熱水費、職員の被服費、消防車両の修繕、車検や法定点検、燃料などに要する経費であります。12節委託料は、財務会計システム運用業務委託や消防救急デジタル無線保守点検業務委託などに要する経費であります。13節使用料及び賃借料は、消防本部及び消防署の指揮車、査察車等のリース料のほか、PC新規リース料などに要する経費であります。

次に、34ページをお開きください。17節備品購入費は、化学防護服、空気呼吸器用ボンベなどの事業用器具や事務所の椅子などの庁用器具の購入に要する経費であります。18節負担金補助及び交付金は、救急救命士研修受講負担金、福利厚生組合負担金などに要する経費であります。24節積立金は、職員退職手当金支払準備基金への積立金であります。1款1項2目消防施設費であります。10節需用費は、非常用発電設備の1年点検及び部品交換に要する経費であります。14節工事請負費は、田富出張所空調設備改修工事、本部庁舎加圧式給水ポンプ改修工事及び本部庁舎受変電設備改修工事に係る経費であります。17節備品購入費は、当本部の車両更新計画に基づく中央消防署、玉穂出張所の高規格救急自動車の更新整備に要する経費であります。

次に、35ページを御覧ください。1款1項3目消防指令事務協議会運営費は、国中6消防本部による山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会に係る予算を計上したものでありまして、予算額は5,292万3千円となっております。それでは、主な節につきまして御説明いたします。11節役務費は、指令回線利用料等に要する経費であります。12節委託料は、高機能消防指令センター保守点検業務委託に要する経費であります。

次に、36ページをお開きください。2款1項公債費は、消防施設等整備事業の財源として起債しました消防債の元金と利子の償還金であります。増額の要因につきましては、令和6年度に借り入れを行った消防債の据置期間終了や消防共同指令センター改修整備に係る消防債の利子償還に伴うものであります。以上で議案第2号令和8年度消防事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

**○長沼達彦議長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありま

せんか。

松井豊議員。

**○松井豊議員** 33ページの給料のところですが、消防の職員の方々は行政職に5%から20%の上乗せの給与というようなことを聞いたことがあるのですが、その辺の給与体系を知りたいのですが。

**○長沼達彦議長** 林次長兼人事課長。

**○林次長兼人事課長** 消防職員は、行政職の給料表を使っておりまして上乗せはないというところがございます。以上でございます。

**○長沼達彦議長** 松井豊議員。

**○松井豊議員** 非常に特殊で危険ということですから、行政職と同じなのはどうかと思ったら、階級によって5%から20%まで割り増しがあるという話を人から聞いたのですが、全く行政職と同じというのもちょっとおかしいなということで質問しました。

**○長沼達彦議長** 林次長兼人事課長。

**○林次長兼人事課長** 現在は、行政職の給料と一緒にということになっておりますので御理解をいただきたいなと思います。以上でございます。

**○長沼達彦議長** 他に質疑はありますか。

清水英知議員。

**○清水英知議員** よろしくお願ひします。管理者説明の中で、4名の方を増員をされるということで非常によかったと思っておりますけれども、この4名の方は、正規の方または短時間の方といった内訳はどのようになりますでしょうか。

**○長沼達彦議長** 今村次長兼企画財政課長。

**○今村次長兼企画財政課長** こちらの内訳になりますけれども、基本的には正規職員を使っておりまして、あと再任用職員も状況によっては配置するというような状況になっております。以上です。

**○長沼達彦議長** 清水英知議員。

**○清水英知議員** 4名の方は、正規職員ということで、それ以外に再任用の方というふうに承りました。それで、先ほど御説明がありました南消防署に日勤救急隊の運用が開始されるということですが、4名増えて1隊増えるということなのかなと思いますが、そのようになりますと運用される救急の車両数、それから条例定数、そして条例

定数に対する充足率というのはどのように現状と変わりますでしょうか。

**○長沼達彦議長** 今村次長兼企画財政課長。

**○今村次長兼企画財政課長** 充足率ということになりますけれども、令和7年度は国の消防施設整備計画の実態調査の年でございます。これまで令和4年をお話していましたが、昨年8月に国に回答した数字でございます。これはまだ公表されていませんので現時点の当本部の数字になりますが、令和4年度の時点では73.7%だったものが、マイナス0.3ポイント下がったということで充足率は73.4%という数値になっております。以上です。

**○長沼達彦議長** 清水英知議員。

**○清水英知議員** 充足率が下がってしまっているということで、改善を是非ともより一層求めていきたいと思っております。それで、4名の方をふやして、日勤救急隊が1隊増えるということですがけれども、そうしますと正規の職員の方の超過勤務の時間が、増えるのか減るのか、そういった見通しとはどのようなことのように見通していらっしゃるでしょうか。

**○長沼達彦議長** 林次長兼人事課長。

**○林次長兼人事課長** 超過勤務につきましては、分散化が図られるため減るということで見込んでおります。以上でございます。

**○長沼達彦議長** 清水英知議員。

**○清水英知議員** わかりました。充足率については、より一層の改善を要望いたしまして私からは以上です。

**○長沼達彦議長** 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

それではここで、先ほどの答弁に対して修正をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

林次長兼人事課長。

**○林次長兼人事課長**

予算に関する説明書の41ページをお開きください。ページの下に初任給という欄がありますが、行政職が20万300円、消防職は21万9,400円となっております。こちらの方、初任給が8号給上乘せでスタートしていると。ただ、公安職2の22

万6, 400円よりは低くなっているという状況でございます。以上でございます。

○長沼達彦議長 松井豊議員よろしいでしょうか

○松井豊議員 はい。

○長沼達彦議長 以上で議案第4号から議案第3号までの審査を終了します。以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

午後 2時44分 閉 会